事業対象者に該当する基準

|  |
| --- |
| 1. 様式第一の質問項目№1～20までの20項目のうち10項目以上に該当 |
| ②　様式第一の質問項目№6～10までの５項目のうち３項目以上に該当 |
| ③　様式第一の質問項目№11～12の２項目のすべてに該当 |
| ④　様式第一の質問項目№13～15までの３項目のうち２項目以上に該当 |
| ⑤　様式第一の質問項目№16に該当 |
| ⑥　様式第一の質問項目№18～20までの３項目のうちいずれか１項目以上に該当 |
| ⑦　様式第一の質問項目№21～25までの５項目のうち２項目以上に該当 |

（注）　この表における該当（No.12を除く。）とは、様式第一の回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」に該当することをいう。

この表における該当（No.12に限る。）とは、ＢＭＩ＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合をいう。